

札幌市農業支援センターの利活用に係る  
トライアル・サウンディング 実施要領

提案募集期間：令和7年3月31日（月）～4月18日（金）

札幌市経済観光局農政部

令和7年（2025年）3月

## 1. 調査の目的と効果

---

### (1) 調査の名称

札幌市農業支援センターの利活用に係るトライアル・サウンディング

### (2) 対象施設

札幌市農業支援センター（札幌市東区丘珠町 569 番地 10 ほか）※資料 1 参照

### (3) 調査の背景

札幌市農業支援センター（以下、「農業支援センター」という。）は、平成 7 年度、サッポロさとらんの生産支援ゾーンとして開設され、農業者へ優良品種や新技術の導入・普及指導、化学肥料や農薬の低減などに取り組んできました。しかし、30 年を経て施設の老朽化が進むとともに、社会情勢の変化や国・道による支援体制の強化などに伴い、農業支援センターが担う役割が大きく変化しており、これらの変化に対応し、時代やニーズに合わせた農業支援を行っていくため、札幌の農業振興に資する新たな農業・農業者支援のあり方を検討しているところです。

また、農業支援センターは、令和 11 年度以降予定しているサッポロさとらんど再編再整備（以下「再整備」という。）により、施設管理・運営方法を市の直営からさとらんの一部として民間活力を導入した条例施設へ変更する予定であり、これに先立ち、令和 6 年度末で市による直営業務を終了します。

直営の終了から再整備が始まるまでの数年間、農業支援センターのほ場（畑）及び建物といった一部施設（委託業務で使用する箇所を除く）が使用されなくなることから、トライアル・サウンディングを実施することにより、既存の施設を有効に活用しながら、新たな農業・農業者支援のあり方を民間事業者とともに検討していきたいと考えています。

### (4) 調査の目的

本調査は、次の取組の方向性に基づいて農業支援センター施設（一部）の使用を希望する事業者に暫定的に使用してもらい、民間需要の把握、施設の立地条件や使い勝手等の確認を行うことにより、再整備の参考にすることを目的とします。

#### 【取組の方向性】

##### ①多様な担い手の確保に取り組む

例：スマート農業技術の実証実験・導入支援、農福連携の仕組みづくり等

##### ②新規就農者支援の拠点とする

例：研修農場としての活用等

##### ③持続可能な農業の推進を支援する

例：伝統野菜の普及啓発、鳥獣被害対策、環境負荷の低減等

## (5) 本調査により期待される効果

### ①参加事業者のメリット

- ・ 農業支援センター施設の活用が自社の事業展開地として有効か、事業コンセプトがマッチしているか、確認することができる。
- ・ 立地や使い勝手、必要な設備、投資額等の感覚をつかみ、事業計画を立てやすくなる。
- ・ 本格運営ではなく短期間での実施により、リスク負担を少なく試行することができる。

### ②市のメリット

- ・ 事業者のノウハウやアイデアを活用した検討ができる。
- ・ 事前に課題やニーズを把握することができる。
- ・ 民間事業者のニーズに即した公募条件等の検討ができる。

## 2. 施設の情報

### (1) 調査対象施設（※資料2、資料3参照）

| 施設            | 数量                   | 内訳・備考   |
|---------------|----------------------|---|
| ほ場            | 5,640 m <sup>2</sup> | R-4:240 m <sup>2</sup> 、R-10:4,200 m <sup>2</sup> 、R-2:1,200 m <sup>2</sup> |
| ほ場（有機栽培）      | 1,500 m <sup>2</sup> | R-1:1,500 m <sup>2</sup>  |
| ほ場（アスパラ）      | 300 m <sup>2</sup>   | ほ場（R-4:120 m <sup>2</sup> ）、ビニールハウス（骨組みのみ PH-1:180 m <sup>2</sup> ）         |
| ほ場（花木類）       | 900 m <sup>2</sup>   | R-3:900 m <sup>2</sup>  |
| ビニールハウス       | 3 棟                  | PH-2:180 m <sup>2</sup> 、PH-3:180 m <sup>2</sup> 、PH-4:180 m <sup>2</sup>   |
| ビニールハウス（アスパラ） | 1 棟                  | PH-12:180 m <sup>2</sup>  |
| 順化温室          | 1 棟                  | 168 m <sup>2</sup> 、平成7年設置、作業室は対象外  |

### (2) 使用条件等

- ・ 使用できる時間は7:00～16:30頃の予定です。時間外は敷地内に立ち入ることができません。また、周辺施設でイベントが開催される場合等は、使用時間が変更となる場合があります。
- ・ 使用時間の詳細については、市の担当者と事前に協議してください。
- ・ 調査対象施設は、図の赤枠内です。その他の施設は「札幌市農業支援センター圃場管理等業務」や「さっぽろ農学校」で使用しますので、それらの作業の妨げにならないよう、市の担当者と事前に打ち合わせるとともに、作業にあたっては十分注意してください。堆肥舎は、有害鳥獣処理施設として使用しており、運搬車両が出入りしますので、付近への駐車はおやめください。

- ・ほ場について、市では使用前の土起こししか行いません。また、周囲に影響を与えないよう、雑草や病害虫対策等、最低限の作業も各自でお願いします。
- ・ほ場 R-1 は有機ほ場です。化学肥料や化学合成農薬は使用できません。
- ・ほ場の一部にはアスパラ、花木、その他植栽が植えられています。撤去していただくことは可能ですが、使用開始時は現状引き渡しとなります。状態については現地見学会の際にご確認ください。
- ・ビニールハウスは骨組みのみの貸与です。ビニールは各自でご用意して取り付けてください。劣化している骨組みもありますが、現状貸与となります。
- ・順化温室は、図の▲から出入りしてください。順化作業室から出入りすることはできません。
- ・順化温室の温度・湿度調整等の機器は使用できません。
- ・給水は井水です。
- ・管理用トイレ（図⑨）を使用することができます。
- ・他の作業の支障となるため、路上や施設付近に駐車することはできません。駐車場については、選定結果の通知によりお知らせします。（※資料4参照）
- ・原則、作業機械や資材は各自でご用意ください。
- ・事務所等、調査対象外施設に立ち入ることはできません。
- ・複数の申し込みがあった場合は、使用する区域や面積を調整させていただきます。
- ・施設の詳細については、事前相談や現地見学会でご確認ください。

### (3) 調査対象外施設

| 施設      | 数量                      | 内訳・備考                 |
|---------|-------------------------|-----------------------|
| 事務所     | 1,373 m <sup>2</sup>    | RC造2階建て（分析室含む）        |
| 作業管理棟   | 1,033 m <sup>2</sup>    | 鉄骨造2階建て               |
| 馴化作業室   | 205 m <sup>2</sup>      | 鉄骨造1階建て               |
| 堆肥舎     | 275 m <sup>2</sup>      | 有害鳥獣処理施設              |
| 機械格納庫   | 395 m <sup>2</sup>      |                       |
| 環境制御室   | 54 m <sup>2</sup>       |                       |
| ガラス温室   | 4棟                      | 329 m <sup>2</sup> ×4 |
| ビニールハウス | 5棟                      | 180 m <sup>2</sup> ×5 |
| 車庫      | 3台                      |                       |
| ほ場      | 約 25,000 m <sup>2</sup> | 露地栽培・さっぽろ農学校          |
| 通路・緑地帯  | 約 52,000 m <sup>2</sup> |                       |
| 駐車場     | 63台                     |                       |

### 3, 調査の実施条件

#### (1) 調査の流れと予定

|             |  |
|-------------|--|
| ①実施要領の公表    | 令和7年3月31日(月)   |
| ②提案の募集      | 令和7年3月31日(月)～4月18日(金)  |
| ③現地見学会      | 令和7年4月10日(木)<br>(参加申込期限: 4月8日(火))                                |
| ④提案の調整      | 令和7年4月21日(月)～25日(金)  |
| ⑤行政財産使用許可申請 | 令和7年5月7日(水)まで  |
| ⑥実施期間       | 令和7年5月14日(水)から11月28日(金)までの間<br>で、事業者が提案する期間(行政財産の使用許可日から許可の期限まで) |
| ⑦実績報告       | 前期: 8月上旬、後期: 12月上旬の2回<br>※短期間の使用の場合は、期間終了後2週間以内・期間中              |

#### (2) 事業者の条件

法人又は法人グループで業種・業態を問いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立てがなされている(手続き開始決定後の者は除く。)等、経営状態が著しく不健全な場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又はその他の反社会的団体である者もしくはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる場合
- ・市税等を滞納している場合
- ・法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している場合
- ・役員等に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者がいる場合
- ・破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされている場合

#### (3) 提案内容の条件

- ・本調査の背景と目的、取組の方向性に合致するものであること
- ・実現可能な内容であること
- ・試行的使用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと
- ・調査対象外施設やその関係者に迷惑をかけるものではないこと

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・暴力団の利益になるもの
- ・法令等に違反するもの、又はその恐れがあるもの
- ・公序良俗に反するもの、又はその恐れがあるもの
- ・人権侵害となるもの、又はその恐れがあるもの
- ・政治性、宗教性のあるもの
- ・公衆に迷惑をかけるもの、又は危害を与えるもの

#### (4) その他

##### ①費用について

- ・行政財産の使用料は原則、免除とします。
- ・提案事業の実施に要する費用（書類作成、現地調査、対話への参加に係る費用等）は、事業者の負担とします。
- ・事業により利益が生じた場合は、その利益は基本的に事業者に帰属します。

##### ②参加事業者の取扱い

- ・本調査の実施にあたり、事業者等のノウハウや個人（企業）情報に配慮するとともに、公表にあたっては、事前に事業者へ内容を確認します。
- ・今後、サッポロさとらんどにおいて事業者公募等を実施する場合、本調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- ・事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任については、事業を行った事業者が負うものとします。

##### ③その他

- ・事前に関係法令等を確認し、事業者の責任において事業を実施してください。
- ・この要領に定めがない事項については、市と協議の上、決定することとします。

## **4. 提案方法（申し込み）**

---

暫定使用を希望する事業者から下記のとおり提案を受け付けます。

使用可能な範囲は2(1)のとおりですが、このうち部分的（場所・期間）な希望も受け付けます。

### (1) 現地見学会

現地見学会を以下により開催します。参加は任意ですが、施設の老朽化や現状を把握したうえで提案を検討していただくため、できるだけご参加ください。

①開催日時・場所

令和7年4月10日（木）午後2時から1時間程度

農業支援センター（東区丘珠町569番地10ほか）現地集合・現地解散

②申込方法

- ・現地見学会申込シート（様式1）に必要事項を記入し、ファイルを電子メールに添付してお申込みください。
- ・メールの宛先は4(4) 提出先・お問い合わせ先のとおりです。
- ・メールの件名は【現地見学会申込】としてください。
- ・参加申込期限は、4月8日（火）午後5時までです。

(2) 提案書類

提出期限までに、次の書類を提出してください。法人グループで提出される場合は、代表企業が申請してください。

①申込書（様式2）

②提案計画書（様式3）

※使用する施設と区域図（資料2施設位置図に区域や面積を記入したもの）を添付してください。

③希望事業者の概要が確認できる定款、規約の写し等

※法人グループの場合は、構成企業各々の定款、規約の写し等を提出してください。

④誓約書（様式4）

(3) 提案募集期間

令和7年3月31日（月）から4月18日（金）まで

(4) 提出先・お問い合わせ先

札幌市経済観光局農政部農政課（トライアル・サウンディング担当）

所在：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎7階南側

電話番号：(011) 211-2406 / Eメール：nosei@city.sapporo.jp

※Eメールの件名は「トライアル・サウンディングの件」としてください。

※Eメールの送信後、数日返信がない場合は、電話等によりご確認ください。

※システム上、4MBを超えるメールは受信できないため、4MBを超える場合には、複数回に分けて送信してください。

(5) 提出書類の取扱い・特許権等

- ・提出された書類・データは返却しません。

- ・提出書類については、審査以外では事業者が無断で使用しません。また、第三者に情報提供しません。

## 5. 選定

---

### (1) 書類確認及び調整

- ・市が提出書類について、事業者条件や提案条件に合致しているか確認します。
- ・市が面接や調整を求めたときは、事業者はそれに応じてください。
- ・複数の申し込みがある場合は、区域や使用期間について調整します。調整がつかない場合は、抽選等により候補者を選定します。
- ・調整に時間を要した場合は、使用開始日が遅れる場合があります。

### (2) 選定結果の通知

- ・選定結果について、通知します（4月25日頃になる見込みです）。
- ・審査結果に対する異議は、申し立てることができません。
- ・選定された候補者は、通知に基づいて行政財産の使用許可申請書を提出していただきます。必要書類等については、別途お知らせします。

### (3) 使用許可

選定された候補者に対し、行政財産の使用許可証を発行します。

## 6. 暫定使用の開始と報告

---

### (1) 暫定使用の開始

- ・事業者は、行政財産の使用許可証に基づいて、事業を開始することができます。この時、許可証に条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。
- ・使用期間中は、作業日報を作成し、1週間ごとに提出してください。詳細については許可時にお知らせします。
- ・使用期間中は、通知書を携行し、提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

### (2) 暫定使用の中止

- ・提案内容に反する行為や本調査の目的から逸脱した行為があった場合、災害対応等により市が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、使用許可を取り消すことがあります。

### (3) 使用実績の報告

- ・事業者は、次の時期を目途に、使用実績を実績報告書（様式5）により報告してください。なお、短期間の使用の場合は、使用期間終了後2週間以内に報告してください。

前期：令和7年8月上旬（7月使用分まで）

後期：令和7年12月上旬（11月使用分まで）

- ・実績報告の詳細については、決定通知においてあらためてお知らせします。
- ・再整備の参考とするため、上記の報告のほか、市から求められた場合は、意見や資料、写真等、情報の共有にご協力をお願いします。

### (4) 施設の原状回復

- ・事業で使用した施設については、使用期限までに、事業者において原状回復してください。

## 7. 参考資料

---

様式1 現地見学会申込シート

様式2 申込書

様式3 提案計画書

様式4 誓約書

様式5 実績報告書

資料1 位置図

資料2 施設位置図

資料3 施設写真

資料4 駐車場位置図

### <関連業務>

以下のURLをご覧ください。

参考1 札幌市農業支援センター圃場管理等業務（令和7年度）

[https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keiyaku/2024/center\\_hojokanri.html](https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keiyaku/2024/center_hojokanri.html)

参考2 さっぽろ農学校 専修・特別専修コース

<https://www.satoland.com/publics/index/333/>

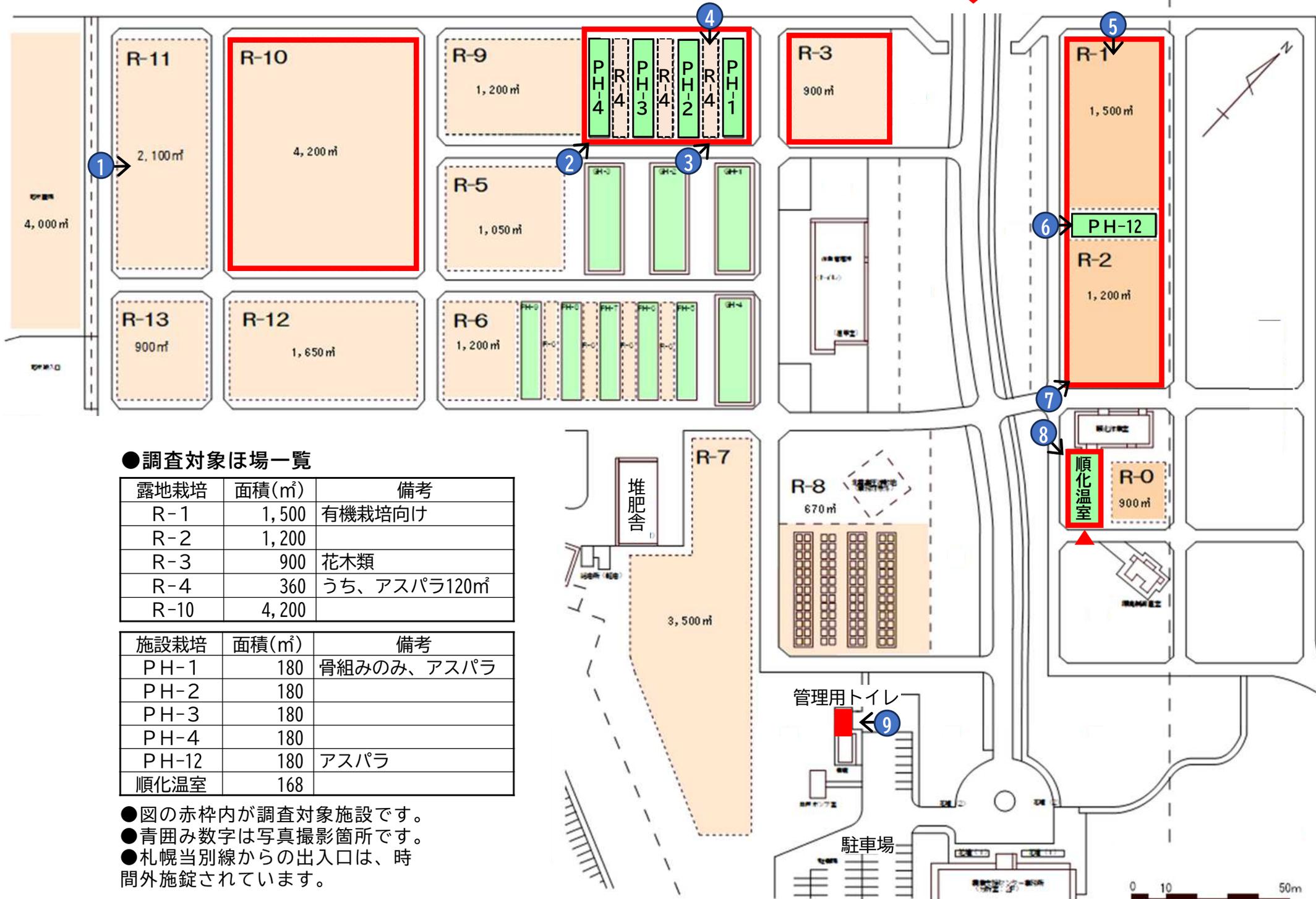
# 資料1 位置図



# 資料2 施設位置図

▲ 出入口

通いやすい側



### ● 調査対象ほ場一覧

| 露地栽培 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 備考          |
|------|---------------------|-------------|
| R-1  | 1,500               | 有機栽培向け      |
| R-2  | 1,200               |             |
| R-3  | 900                 | 花木類         |
| R-4  | 360                 | うち、アスパラ120㎡ |
| R-10 | 4,200               |             |

| 施設栽培  | 面積(m <sup>2</sup> ) | 備考         |
|-------|---------------------|------------|
| PH-1  | 180                 | 骨組みのみ、アスパラ |
| PH-2  | 180                 |            |
| PH-3  | 180                 |            |
| PH-4  | 180                 |            |
| PH-12 | 180                 | アスパラ       |
| 順化温室  | 168                 |            |

- 図の赤枠内が調査対象施設です。
- 青囲み数字は写真撮影箇所です。
- 札幌当別線からの出入口は、時間外施錠されています。

# 資料3 施設写真

①



④



⑦



②



⑤



⑧



③



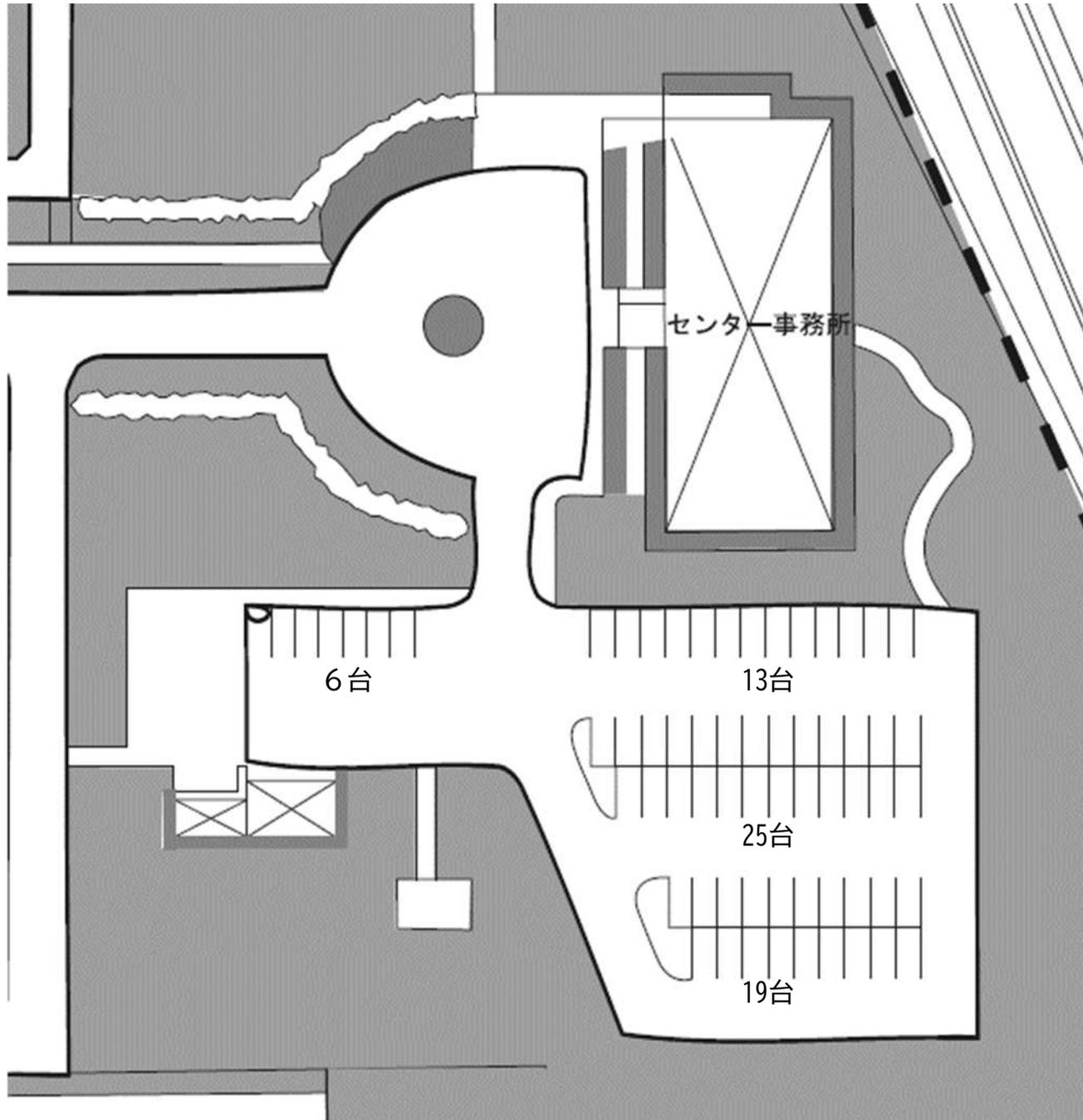
⑥



⑨



# 資料4 駐車場位置図



計63台

※使用する区画については、  
決定後お知らせします。